【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 平成29年8月9日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村アフリカ株投資

信託受益証券に係るファンドの名称】 野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成29年2月10日から平成29年11月15日まで)

信託受益証券の金額】 野村アフリカ株投資

1兆円を上限とします。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年 2月 9日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、〈訂正前〉および〈訂正後〉に記載している下線部__は訂正部分を示し、〈更新後〉の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

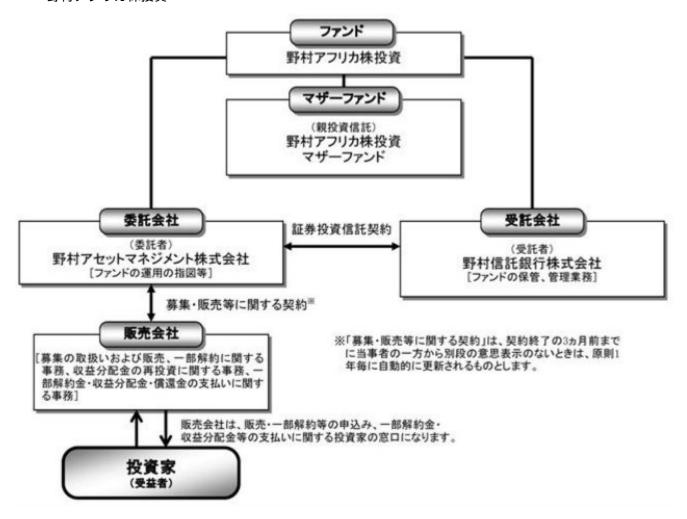
第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(3)ファンドの仕組み

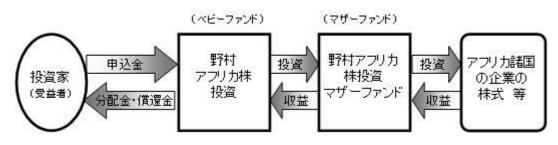
<更新後>

<野村アフリカ株投資>



《ファミリーファンド方式について》

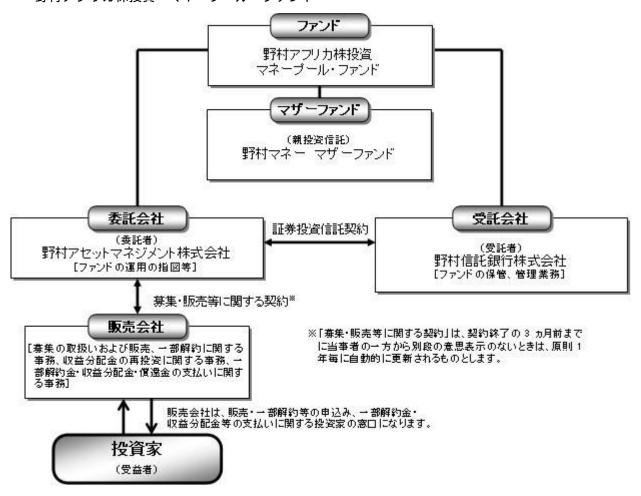
ファンドは「野村アフリカ株投資マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概 要」をご参照ください。

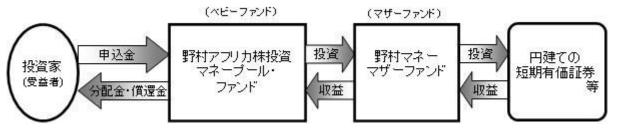
「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。 ファンドは、株式等に直接投資をする場合があります。

<野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド>



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド 方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファ ンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概 要』をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。 ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況(平成29年6月末現在)

名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

(1)投資方針

<更新後>

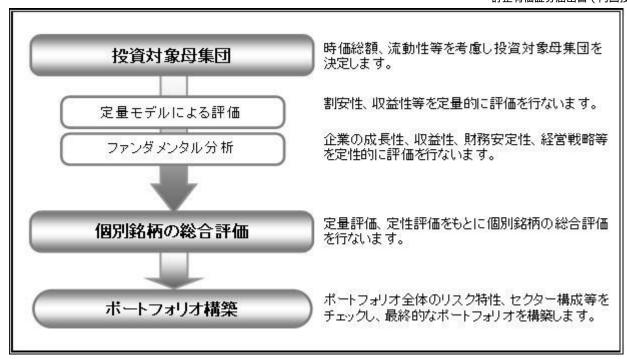
<野村アフリカ株投資>

[1]株式への投資にあたっては、定量評価に基づく個別銘柄の投資魅力度等の判断に加え、企業訪問を含む 定性評価に基づくファンダメンタル分析により、収益性、成長性、財務安定性および株価の割安性など を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

上場投資信託(ETF)や不動産投信(REIT)の性質を有する投資信託証券にもマザーファンドの純資産 総額の5%を上限に投資する場合があります。

また、アフリカ諸国の企業の株式にかかる指数を対象とした有価証券指数等先物取引や有価証券店頭指数等スワップ取引を適宜活用する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2]株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に実質株式組入比率を引き下げる場合があります。

[3]実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

<野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド>

マザーファンドへの投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券 へ投資することにより利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

< 更新後 >

<野村アフリカ株投資>

アフリカ諸国の企業の株式(DR(預託証書) ¹を含みます。) ²を実質的な主要投資対象 ³とします。

- 1 Depositary Receipt (預託証書)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 2 当面、主として南アフリカ、エジプト、ナイジェリア、モロッコ、ケニアの企業の株式に投資します。なお、アフリカ諸国以外の金融商品取引所に上場されているアフリカ諸国の企業の株式も、実質的な主要投資対象とする場合があります。
- 3 「実質的な主要投資対象」とは、「野村アフリカ株投資マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象 という意味です。

なお、デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

運用方針について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

運用方針について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村アフリカ株投資>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「当該ファンドの(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アフリカ株投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条 第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める ものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証 書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号 の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13 号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる 同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除 **(**。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

<野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

口.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「当該ファン

ドの(5)投資制限 および に定めるものに限ります。)に係る権利

- 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債で あって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている
 - もの、ならびに転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7.転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行 使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 12.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除 く。)
- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

「野村アフリカ株投資マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アフリカ諸国の企業の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、定量評価に基づく個別銘柄の投資魅力度等の判断に加え、企業訪問を含む定性評価に基づくファンダメンタル分析により、収益性、成長性、財務安定性および株価の割安性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。なお、上場投資信託(ETF)や不動産投資信託(REIT)の性質を有する投資信託証券にも信託財産の純資産総額の5%を上限に投資する場合があります。また、アフリカ諸国の企業の株式にかかる指数を対象とした有価証券指数等先物取引や有価証券店頭指数等スワップ取引を適宜活用する場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

「野村マネー マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を 図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

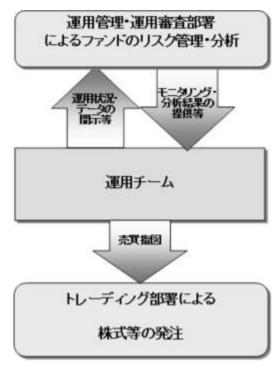
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)運用体制

<更新後>

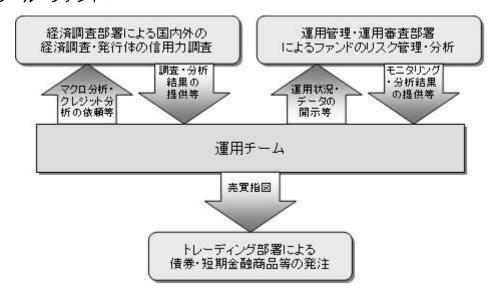
ファンドの運用体制は以下の通りです。

<野村アフリカ株投資>



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

<マネープール・ファンド>



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

(5)投資制限

<訂正前>

<野村アフリカ株投資>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資す ることを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をす

ることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行な うことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らな い範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託

財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第 4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの 指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記 純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと なった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が<u>市場実勢金利等をもとに算出した価額で</u>評価する ものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託 財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純 資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該 外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間

とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金 の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純 資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日 までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株 式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の 純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
 - 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超え ることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないま せん。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行 するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するも のとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りでは ありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登 録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし ます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商 品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいま す。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものを いいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げる

ものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らな い範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記

純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が<u>市場実勢金利等をもとに算出した価額で</u>評価する ものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図 を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間

とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金 の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純 資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日 までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該 比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

<訂正後>

<野村アフリカ株投資>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超え ることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないま せん。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総 額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当 該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し 得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資す ることを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第 4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの 指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が<u>提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、</u> 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

(<u>)</u>委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託 財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額につ いて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
- 同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
 - ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の 純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
 - 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。 投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らな い範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定 する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額 の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が<u>提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、</u> 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図 を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3投資リスク

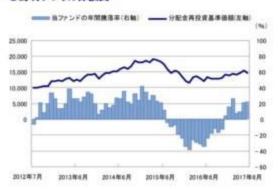
<更新後>

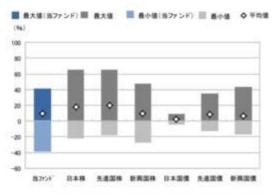
リスクの定量的比較

(2012年7月末~2017年6月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●野村アフリカ株投資





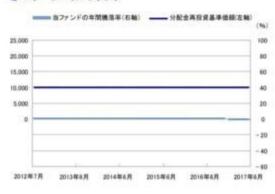
	過ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(%)	41.1	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	△ 38.5	△ 22.0	Δ 17.5	△ 27.4	Δ40	△ 12.3	Δ 17.4
平均值(%)	9.6	18.0	20.3	10.0	2.7	9.0	6.2

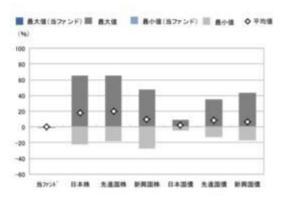
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012 年 7 月末を 10,000 として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年7月から2017年6月の5年間の各 月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2012 年 7 月から 2017 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の議落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●マネーブール・ファンド





	五ファント	日本株	先進医株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	Δ 0.0	△ 22.0	Δ 17.5	△ 27.4	Δ4.0	Δ 12.3	△ 17.4
平均值(%)	0.1	18.0	20.3	10.0	2.7	9.0	6.2

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年7月末を10,000として指数化しております。
- 年間腰落率は、2012年7月から2017年6月の5年間の各 月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2012 年 7 月から 2017 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- <代表的な資産クラスの指数>
- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- 〇新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債:NOMURA-BPI国債
- 〇先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債:、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証務価指数(TOPDX)(配当込み)・・・東証務価指数(TOPDX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(維東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算 出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、極東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、極東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、極東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に配因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- OMSCI-KOKUSA指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・MSCI-KOKUSA(指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完 全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMJRA-BPI関債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責 任を負いません
- ○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが関 発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Chip oup Index LLCの知的財産であり、指数 に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- ○原モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ペース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ペース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、複数のレベル も含め、但しそれに限定することなく。情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメ・ に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。 ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確 性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありま せん。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JFMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJP、Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「ブロダク ト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般。或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融 市場における投資機会を指数に進動させる或いはそれを目的とする権災の可否について、指数スポンサーは一切の表現または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理。マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。 指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付給する情報について保証するものではありません。指 数は指数スポンサーが保有する財産であり。その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業

親を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, Citigroup Index LLC 他)

4 手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

<野村アフリカ株投資>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の216(税抜 年10,000分の200)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<ファンドの純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
300億円以下の部分	年10,000分の95	年10,000分の95	年10,000分の10
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の97	年10,000分の95	年10,000分の8
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の99	年10,000分の95	年10,000分の6
1,000億円超の部分	年10,000分の100	年10,000分の95	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファン ドから支払われます。

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(以下「信 託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

<コールレート> 信託報酬率 <委託会社> <販売会社> <受	託会社 >	
--	-------	--

						/
訂正有価	証券届	出書(内压	投資信	言託受益言	F券)

0.65%以上	年10,000分の59.4	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5
0.65%以上	(税抜年10,000分の55)			
0.4%以上	年10,000分の32.4	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%未満	(税抜年10,000分の30)			
	年10,000分の16.2 (税	年10,000分の6.5以	年10,000分の7.0以	年10,000分の1.5以
0.4%未満	抜年10,000分の15)	内	内	内
	以内			

* 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート (以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準 価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

* 平成29年 8月 9日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188(税抜年10,000分の0.11)となっております。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

(5)課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離 課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315% および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収 が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 ^(注1) の利子	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

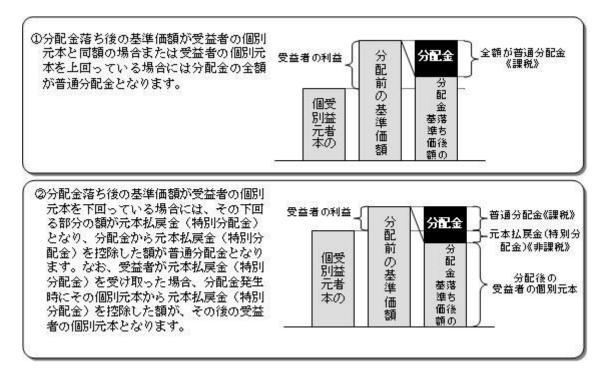
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成29年6月末現在)が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は平成29年 6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

野村アフリカ株投資

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,269,856,601	100.25
現金・預金・その他資産(負債控除後)		10,997,093	0.25
合計 (純資産総額)		4,258,859,508	100.00

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,530,971	99.77
現金・預金・その他資産(負債控除後)		7,965	0.22
合計 (純資産総額)		3,538,936	100.00

(参考)野村アフリカ株投資マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	26,712,000	0.62
	エジプト	121,736,576	2.85
	ケニア	154,373,472	3.61
	南アフリカ	3,767,836,726	88.24
	ナイジェリア	101,845,290	2.38
	小計	4,172,504,064	97.71
投資証券	ナイジェリア	0	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		97,418,667	2.28
合計 (純資産総額)		4,269,922,731	100.00

(参考)野村マネー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	481,507,008	2.72
特殊債券	日本	4,541,444,450	25.68
社債券	日本	6,537,208,686	36.97
コマーシャルペーパー	日本	899,993,268	5.09
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,220,500,602	29.52
合計 (純資産総額)	17,680,654,014	100.00	

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

野村アフリカ株投資

順化	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		野村アフリカ株投資マザーファン ド	2,323,352,161	1.5588	3,621,675,955	1.8378	4,269,856,601	100.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.25
合 計	100.25

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	3,459,024	1.0210	3,531,664	1.0208	3,530,971	99.77

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合 計	99.77

(参考)野村アフリカ株投資マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	45,785	18,310.08	838,327,199	21,955.32	1,005,224,683	23.54
2	南アフリ カ	株式	FIRSTRAND LTD	各種金融 サービス	727,000	423.77	308,082,896	408.11	296,698,878	6.94
3	南アフリ カ	株式	SANLAM LIMITED	保険	444,000	533.50	236,875,194	562.92	249,937,279	5.85
4	南アフリ カ	株式	MTN GROUP LTD	無線通信 サービス	252,808	954.41	241,284,632	974.56	246,378,056	5.77
5	南アフリ カ	株式	STEINHOFF INTERNATIONAL H NV	家庭用耐 久財	372,477	590.90	220,098,261	568.25	211,663,780	4.95
6	南アフリ カ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生 活必需品 小売り	121,000	1,625.96	196,741,571	1,713.39	207,320,190	4.85
7	南アフリ カ	株式	STANDARD BANK GROUP LTD	銀行	167,000	1,265.46	211,332,732	1,230.97	205,572,274	4.81
8	南アフリ カ	株式	SASOL LTD	化学	58,952	3,086.48	181,954,375	3,132.31	184,656,411	4.32
9	南アフリ カ	株式	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	医薬品	57,000	2,533.57	144,413,980	2,417.60	137,803,308	3.22
10	南アフリ カ	株式	BID CORP LTD	食品・生 活必需品 小売り	43,377	2,109.44	91,501,612	2,522.64	109,424,724	2.56
11	南アフリ カ	株式	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	複合小売 り	198,104	594.86	117,845,116	531.40	105,274,288	2.46
12	南アフリ カ	株式	VODACOM GROUP	無線通信 サービス	73,000	1,292.10	94,323,438	1,400.58	102,242,975	2.39
13	南アフリ カ	株式	MR PRICE GROUP LTD	専門小売	62,500	1,221.67	76,354,556	1,334.55	83,409,375	1.95
14	南アフリ カ	株式	MONDI LTD	紙製品・ 林産品	29,000	2,402.53	69,673,498	2,859.46	82,924,546	1.94
15	南アフリ カ	株式	SAPPI LIMITED	紙製品・ 林産品	107,000	756.13	80,906,367	741.83	79,376,623	1.85
16	エジプト	株式	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK	銀行	140,000	417.39	58,435,608	494.15	69,181,392	1.62
17	南アフリ カ	株式	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	金属・鉱 業	59,000	1,408.42	83,097,005	1,105.86	65,246,236	1.52
18	ケニア	株式	SAFARICOM LTD	無線通信 サービス	2,550,400	22.14	56,465,856	24.84	63,351,936	1.48
19	南アフリ カ	株式	THE FOSCHINI GROUP LTD	専門小売 り	49,000	1,164.90	57,080,364	1,168.80	57,271,568	1.34

20	南アフリ カ		BARCLAYS AFRICA GROUP LTD	銀行	45,000	1,332.54	59,964,682	1,235.53	55,599,075	1.30
21	ケニア		EAST AFRICAN BREWERIES LTD	飲料	194,600	284.04	55,274,184	280.80	54,643,680	1.27
	南アフリ カ	株式		食品・生 活必需品 小売り	44,000	1,050.73	46,232,354	1,196.01	52,624,664	1.23
23	ナイジェ リア		UNITED BANK FOR AFRICA PLC	銀行	16,000,000	1.46	23,505,264	3.28	52,622,896	1.23
	南アフリ カ		IMPERIAL HOLDINGS LTD	販売	36,000	1,483.78	53,416,144	1,391.37	50,089,536	1.17
25	ナイジェ リア	株式	GUARANTY TRUST BANK	銀行	3,969,993	7.46	29,643,738	12.39	49,222,394	1.15
26	南アフリ カ	株式	BIDVEST GROUP LTD	コングロ マリット	30,477	1,401.19	42,704,111	1,339.71	40,830,525	0.95
27	南アフリ カ	株式	AVI LTD	食品	50,000	768.35	38,417,820	809.34	40,467,000	0.94
28	南アフリ カ	株式	OCEANA GROUP LTD	食品	47,262	989.37	46,759,846	774.90	36,623,324	0.85
29	エジプト	株式	T M G HOLDING	不動産管 理・開発	750,000	51.41	38,563,200	48.76	36,570,150	0.85
30	ケニア		EQUITY GROUP HOLDINGS LTD	銀行	886,400	35.11	31,125,885	41.04	36,377,856	0.85

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	0.85
		化学	4.32
		金属・鉱業	2.12
		紙製品・林産品	3.80
		コングロマリット	0.95
		家庭用耐久財	4.95
		メディア	23.54
		販売	1.17
		複合小売り	2.46
		専門小売り	3.29
		食品・生活必需品小売り	8.65
		飲料	1.27
		食品	2.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.62
		医薬品	3.22
		銀行	10.97
		各種金融サービス	6.94
		保険	5.85
		無線通信サービス	9.64
		資本市場	0.83
投資証券			0.00
合 計			97.71

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	関西電力 第 4 8 6 回	1,386,000,000	100.05	1,386,776,434	100.05	1,386,776,434	0.821	2017/7/25	7.84
2	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第27 4回	1,000,000,000	100.07	1,000,762,894	100.07	1,000,762,894	0.3	2017/9/27	5.66
3	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 30回特定社債 間限定同順位特 約付	1,000,000,000	100.02	1,000,267,447	100.02	1,000,267,447	0.34	2017/7/25	5.65
4	日本	特殊債券	農林債券 利付 第746回い号	800,000,000	100.02	800,217,113	100.02	800,217,113	0.35	2017/7/27	4.52
5	日本	社債券	東日本旅客鉄 道 第7回社債 間限定同順位特 約付	600,000,000	100.50	603,001,610	100.50	603,001,610	3.3	2017/8/25	3.41
6	日本	特殊債券	住宅金融支援機 構債券 財投機 関債第5回	600,000,000	100.28	601,712,508	100.28	601,712,508	2.01	2017/8/21	3.40
7	日本	特殊債券	首都高速道路 第11回	500,000,000	100.12	500,641,552	100.12	500,641,552	0.279	2017/12/20	2.83
8	日本	社債券	トヨタ自動車 第12回社債間 限定同等特約付	500,000,000	100.07	500,363,392	100.07	500,363,392	0.317	2017/9/20	2.83
9	日本	社債券	三菱地所 第8 1回担保提供制 限等財務上特約 無	400,000,000	100.15	400,624,542	100.15	400,624,542	2.045	2017/7/28	2.26
10	日本	特殊債券	商工債券 利付 (3年)第17 9回	400,000,000	100.08	400,325,010	100.08	400,325,010	0.14	2017/12/27	2.26
11	日本	特殊債券	農林債券 利付 第747回い号	370,000,000	100.05	370,185,507	100.05	370,185,507	0.35	2017/8/25	2.09
12	日本	社債券	九州電力 第4 17回	340,000,000	100.09	340,316,862	100.09	340,316,862	0.641	2017/8/25	1.92
13	日本	社債券	四国電力 第 2 6 5 回	300,000,000	100.26	300,805,743	100.26	300,805,743	1.79	2017/8/25	1.70
14	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 3 1 回特定社債 間限定同順位特 約付	300,000,000	100.10	300,310,728	100.10	300,310,728	0.33	2017/10/25	1.69
15	日本	社債券	東海旅客鉄道 第3回	200,000,000	100.92	201,848,593	100.92	201,848,593	2.825	2017/10/30	1.14
16	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 7回特定社債間 限定同順位特約 付	200,000,000	100.15	200,314,695	100.15	200,314,695	2.08	2017/7/27	1.13
17	日本	社債券	三菱商事 第66回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	100.15	200,310,628	100.15	200,310,628	2.08	2017/7/28	1.13
18	日本	社債券	四国電力 第 2 7 6 回	200,000,000	100.13	200,270,737	100.13	200,270,737	0.592	2017/9/25	1.13
19	日本	社債券	電源開発 第34回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.12	200,244,286	100.12	200,244,286	0.592	2017/9/20	1.13
20	日本	特殊債券	商工債券 利付 第748回い号	200,000,000	100.07	200,142,925	100.07	200,142,925	0.3	2017/9/27	1.13
21	日本	社債券	三井住友ファイ ナンス&リー ス 第5回社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.03	200,068,528	100.03	200,068,528	0.381	2017/7/31	1.13

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

22	日本	特殊債券	商工債券 利付 (3年)第17 4回	200,000,000	100.01	200,034,287	100.01	200,034,287	0.15	2017/7/27	1.13
23	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.13
24	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.13
25	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.13
26	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.13
27	日本		岐阜県 公募平 成 1 9 年度第 1 回	150,000,000	100.59	150,886,500	100.59	150,886,500	1.87	2017/10/26	0.85
28	日本		東日本高速道 路 第18回	130,000,000	100.09	130,122,874	100.09	130,122,874	0.387	2017/9/20	0.73
29	日本	社債券	関西電力 第4 00回	100,000,000	100.46	100,466,376	100.46	100,466,376	3.1	2017/8/25	0.56
30	日本		東日本旅客鉄 道 第50回社 債間限定同順位 特約付		100.41	100,418,344	100.41	100,418,344	1.86	2017/9/20	0.56

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	2.72
特殊債券	25.68
社債券	36.97
コマーシャルペーパー	5.09
合 計	70.47

投資不動産物件

野村アフリカ株投資 該当事項はありません。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド 該当事項はありません。

(参考)野村アフリカ株投資マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

野村アフリカ株投資

該当事項はありません。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

該当事項はありません。

(参考)野村アフリカ株投資マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

野村アフリカ株投資

平成29年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2008年11月17日)	27,810	27,810	0.4808	0.4808
第2計算期間	(2009年11月17日)	30,750	30,750	0.7746	0.7746
第3計算期間	(2010年11月17日)	20,676	20,676	0.8395	0.8395
第4計算期間	(2011年11月17日)	11,133	11,133	0.6929	0.6929
第5計算期間	(2012年11月19日)	9,229	9,229	0.7962	0.7962
第6計算期間	(2013年11月18日)	8,175	8,191	1.0323	1.0343
第7計算期間	(2014年11月17日)	7,202	7,308	1.3578	1.3778
第8計算期間	(2015年11月17日)	5,185	5,214	1.1065	1.1125
第9計算期間	(2016年11月17日)	3,691	3,691	0.9213	0.9213
	2016年 6月末日	3,748		0.8965	
	7月末日	4,145		0.9950	
	8月末日	3,864		0.9496	
	9月末日	3,840		0.9466	
	10月末日	3,864		0.9578	
	11月末日	3,887		0.9752	
	12月末日	4,021		1.0517	
	2017年 1月末日	3,870		1.0291	
	2月末日	3,887		1.0585	
	3月末日	4,091		1.0506	

4月末日	4,175	1.0874	
5月末日	4,364	1.1390	
6月末日	4,258	1.0914	

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

平成29年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2009年11月17日)	41	41	1.0016	1.0016
第2計算期間	(2010年11月17日)	7	7	1.0019	1.0029
第3計算期間	(2011年11月17日)	5	5	1.0017	1.0027
第4計算期間	(2012年11月19日)	3	3	1.0017	1.0027
第5計算期間	(2013年11月18日)	6	6	1.0014	1.0024
第6計算期間	(2014年11月17日)	18	18	1.0010	1.0020
第7計算期間	(2015年11月17日)	10	10	1.0006	1.0016
第8計算期間	(2016年11月17日)	3	3	1.0007	1.0007
	2016年 6月末日	3		1.0008	
	7月末日	3		1.0008	
	8月末日	3		1.0008	
	9月末日	3		1.0007	
	10月末日	3		1.0007	
	11月末日	3		1.0007	
	12月末日	3		1.0007	
	2017年 1月末日	3		1.0006	
	2月末日	3		1.0006	
	3月末日	3		1.0006	
	4月末日	3		1.0006	
	5月末日	3		1.0005	
	6月末日	3		1.0005	

分配の推移

野村アフリカ株投資

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2008年 3月 6日~2008年11月17日	0.0000円
第2計算期間	2008年11月18日~2009年11月17日	0.0000円
第3計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	0.0000円
第4計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	0.0000円
第5計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	0.0000円

第6計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	0.0020円
第7計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	0.0200円
第8計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	0.0060円
第9計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	0.0000円

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2008年12月19日~2009年11月17日	0.0000円
第2計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	0.0010円
第3計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	0.0010円
第4計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	0.0010円
第5計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	0.0010円
第6計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	0.0010円
第7計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	0.0010円
第8計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	0.0000円

収益率の推移

野村アフリカ株投資

	計算期間	収益率
第1計算期間	2008年 3月 6日~2008年11月17日	51.9%
第2計算期間	2008年11月18日~2009年11月17日	61.1%
第3計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	8.4%
第4計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	17.5%
第5計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	14.9%
第6計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	29.9%
第7計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	33.5%
第8計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	18.1%
第9計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	16.7%
第10期(中間期)	2016年11月18日~2017年 5月17日	23.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2008年12月19日~2009年11月17日	0.2%
第2計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	0.1%

第3計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	0.1%
第4計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	0.1%
第5計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	0.1%
第6計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	0.1%
第7計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	0.1%
第8計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	0.0%
第9期(中間期)	2016年11月18日~2017年 5月17日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

野村アフリカ株投資

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2008年 3月 6日~2008年11月17日	69,556,714,290	11,716,959,766	57,839,754,524
第2計算期間	2008年11月18日~2009年11月17日	3,973,974,519	22,114,349,831	39,699,379,212
第3計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	1,004,325,375	16,073,291,107	24,630,413,480
第4計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	386,996,520	8,948,105,664	16,069,304,336
第5計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	49,621,650	4,526,698,716	11,592,227,270
第6計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	217,111,460	3,890,129,347	7,919,209,383
第7計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	97,283,053	2,712,097,373	5,304,395,063
第8計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	984,215,656	1,601,624,211	4,686,986,508
第9計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	70,379,975	750,402,765	4,006,963,718
第10期(中間期)	2016年11月18日~2017年 5月17日	352,864,906	525,479,270	3,834,349,354

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2008年12月19日~2009年11月17日	184,167,432	143,101,063	41,066,369
第2計算期間	2009年11月18日~2010年11月17日	40,739,322	74,473,407	7,332,284
第3計算期間	2010年11月18日~2011年11月17日	34,940,787	36,947,350	5,325,721
第4計算期間	2011年11月18日~2012年11月19日	6,466,917	8,343,592	3,449,046
第5計算期間	2012年11月20日~2013年11月18日	10,966,697	7,552,456	6,863,287
第6計算期間	2013年11月19日~2014年11月17日	50,426,504	39,282,187	18,007,604
第7計算期間	2014年11月18日~2015年11月17日	9,308,205	16,789,508	10,526,301
第8計算期間	2015年11月18日~2016年11月17日	1,943,171	8,780,263	3,689,209
第9期(中間期)	2016年11月18日~2017年 5月17日		25,771	3,663,438

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

<更新後>



主要な資産の状況

野村アフリカ株投資

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	果樣	投資比率 (%)
1	NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	メディア	23.6
2	FIRSTRAND LTD	南アフリカ	各種金融サービス	7.0
3	SANLAM LIMITED	南アフリカ	保険	5.9
4	MTN GROUP LTD	南アフリカ	無線通信サービス	5.8
5	STEINHOFF INTERNATIONAL H NV	南アフリカ	家庭用耐久財	5.0
6	SHOPRITE HOLDINGS LTD	南アフリカ	食品・生活必需品小売り	4.9
7	STANDARD BANK GROUP LTD	南アフリカ	銀行	4.8
8	SASOL LTD	南アフリカ	化学	4.3
9	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	南アフリカ	医薬品	3.2
10	BID CORP LTD	南アフリカ	食品・生活必需品小売り	2.6

実質的な業種別投資比率(上位)

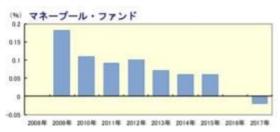
順位	果裡	投資比率 (96)
1	メディア	23.6
2	銀行	11.0
3	無線通信サービス	9.7
4	食品・生活必需品小売り	8.7
5	各種金融サービス	7.0

マネープール・ファンド 実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	经柄	種類	投資比率 (96)	
1	関西電力 第486回	社債券	7.8	
2	しんきん中金債券 利付第274回	特殊債券	5.6	
3	みずほコーポレート銀行 第30回特定社債間限定同順 位特的付	社債券	5.6	
4	農林債券 利付第746回い号	特殊債券	4.5	
5	東日本旅客鉄道 第7回社債間限定同順位特約付	社債券	3.4	
6	住宅金融支援機構債券 財投機関債第5回	特殊債券	3.4	
7	首都高速道路 第11回	特殊債券	2.8	
8	ト3タ自動車 第12回社債間限定同等特約付	社債券	2.8	
9	三菱地所 第81回担保提供制限等財務上特約無	社債券	2.3	
10	商工債券 利付(3年)第179回	特殊債券	2.3	

年間収益率の推移





- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。 ・2008年は設定日から年末までの収益率。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

野村アフリカ株投資

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(平成28年11月18日から平成29年5月17日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(平成28年11月18日から平成29年5月17日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

野村アフリカ株投資

(1)中間貸借対照表

(1) 个问其旧对流仪		
		(単位:円)
	第9期 (平成28年11月17日現在)	第10期中間計算期間末 (平成29年 5月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,751,135	63,776,884
親投資信託受益証券	3,684,201,671	4,352,640,788
流動資産合計	3,750,952,806	4,416,417,672
資産合計	3,750,952,806	4,416,417,672
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,093,103	16,045,698
未払受託者報酬	2,113,379	2,141,345
未払委託者報酬	40,154,201	40,685,555
未払利息	80	85
その他未払費用	63,338	64,175
流動負債合計	59,424,101	58,936,858
負債合計	59,424,101	58,936,858
純資産の部	·	
元本等		
元本	4,006,963,718	3,834,349,354
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	315,435,013	523,131,460
(分配準備積立金)	1,202,301,833	1,050,127,738
元本等合計	3,691,528,705	4,357,480,814
純資産合計	3,691,528,705	4,357,480,814
負債純資産合計	3,750,952,806	4,416,417,672

(2)中間損益及び剰余金計算書

		(単位:円 <u>)</u>
	第9期中間計算期間 自 平成27年11月18日 至 平成28年 5月17日	第10期中間計算期間 自 平成28年11月18日 至 平成29年 5月17日
営業収益		
受取利息	4,494	-
有価証券売買等損益	935,030,414	873,568,050
営業収益合計	935,025,920	873,568,050
営業費用		
支払利息	2,963	6,477
受託者報酬	2,236,897	2,141,345
委託者報酬	42,501,090	40,685,555
その他費用	67,046	64,175
営業費用合計	44,807,996	42,897,552
営業利益又は営業損失()	979,833,916	830,670,498
経常利益又は経常損失()	979,833,916	830,670,498
中間純利益又は中間純損失()	979,833,916	830,670,498
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	82,698,733	59,102,374
期首剰余金又は期首欠損金()	498,937,785	315,435,013
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,187,496	66,998,349
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	41,392,740
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,187,496	25,605,609
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,860,173	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	51,860,173	-
分配金	- .	-
中間剰余金又は中間欠損金()	448,870,075	523,131,460

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成28年11月18日から平成29年 5月17日までとなっ
	ております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期		第10期中間計算期間末	
平成28年11月17日現在		平成29年 5月17日現在	
1.	1. 計算期間の末日における受益権の総数		中間計算期間の末日における受益権の総数
	4,006,963,718□		3,834,349,354

2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額

元本の欠損

315,435,013円

3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

0.9213円

(10,000口当たり純資産額)

(9,213円)

2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.1364円

(10,000口当たり純資産額)

(11,364円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間	
自 平成27年11月18日	

至 平成28年 5月17日

至 平成29年 5月17日 1.運用の外部委託費用

1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村アフリカ株投資マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K.

LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド) に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 11,004,819円

2.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

当ファンドの主要投資対象である野村アフリカ株投資マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K.

第10期中間計算期間 自 平成28年11月18日

LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド) に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 7,838,311円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第9期	第10期中間計算期間末		
平成28年11月17日現在	平成29年 5月17日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額		
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評		
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は		
h_{\circ}	ありません。		
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法		

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第9期		第10	期中間計算期間	
É	平成27年11月18日		自平	成28年11月18日	
至	至平成28年11月17日		至 平	成29年 5月17日	
期首元本額		4,686,986,508円	期首元本額		4,006,963,718円
期中追加設定元本額		70,379,975円	期中追加設定元本額		352,864,906円
期中一部解約元本額		750,402,765円	期中一部解約元本額		525,479,270円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

(1)中間貸借対照表

		(単位:円 <u>)</u>
	第8期 (平成28年11月17日現在)	第9期中間計算期間末 (平成29年 5月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,270	7,481
親投資信託受益証券	3,683,689	3,657,972
流動資産合計	3,691,959	3,665,453
資産合計	3,691,959	3,665,453
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	<u>-</u>	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	3,689,209	3,663,438
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,750	2,015
(分配準備積立金)	24,101	23,933
元本等合計	3,691,959	3,665,453
純資産合計	3,691,959	3,665,453
負債純資産合計	3,691,959	3,665,453

(2)中間損益及び剰余金計算書

	第8期中間計算期間 自 平成27年11月18日 至 平成28年 5月17日	第9期中間計算期間 自 平成28年11月18日 至 平成29年 5月17日
受取利息	79	<u>-</u>
有価証券売買等損益	779	717
営業収益合計	858	717
受託者報酬	31	<u>-</u>
委託者報酬	284	-
営業費用合計	315	<u>-</u>
営業利益又は営業損失()	543	717
経常利益又は経常損失()	543	717
中間純利益又は中間純損失()	543	717
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	51	1
期首剰余金又は期首欠損金()	6,749	2,750
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,544	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,544	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,595	19
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	5,595	19
分配金	-	<u>-</u>
中間剰余金又は中間欠損金()	3,190	2,015

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4 アロダウのセグサルスのセグ	#B LD 70 /
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、平成28年11月18日から平成29年 5月17日までとなっ
	ております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第8期	第8期 第9期中間計算期間末			
平成28年11月17日現在			平成29年 5月17日現在	E	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益権	の総数
		3,689,209□			3,663,438□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資	資産の額	2 .	中間計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.0007円		1口当たり純資産額	1.0006円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,007円)		(10,000口当たり純資産額)	(10,006円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
自 平成27年11月18日	自 平成28年11月18日
至 平成28年 5月17日	至 平成29年 5月17日
1.追加情報 平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期	第9期中間計算期間末
平成28年11月17日現在	平成29年 5月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
h.	ありません。
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお
ります。	ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第8期	第9期中間計算期間	
É	1 平成27年11月18日	自 平成28年11月18日	∃
至	至 平成28年11月17日	至 平成29年 5月17日	∃
期首元本額	10,526,301円	期首元本額	3,689,209円
期中追加設定元本額	1,943,171円	期中追加設定元本額	0円
期中一部解約元本額	8,780,263円	期中一部解約元本額	25,771円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

「野村アフリカ株投資」は「野村アフリカ株投資マザーファンド」受益証券を、「野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村アフリカ株投資マザーファンド

貸借対照表

	(単位:円)
	(平成29年 5月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	30,242,280
コール・ローン	30,369,288
株式	4,282,920,407
未収配当金	9,202,874
流動資産合計	4,352,734,849
資産合計	4,352,734,849
負債の部	
流動負債	
未払利息	40
流動負債合計	40
負債合計	40
純資産の部	
元本等	
元本	2,280,063,273
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,072,671,536
元本等合計	4,352,734,809
純資産合計	4,352,734,809
負債純資産合計	4,352,734,849

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 足説明 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成29年 5月17日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.9090円

(10,000口当たり純資産額) (19,090円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 5月17日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ h_{\circ}

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成29年 5月17日現在	
期首	平成28年11月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	2,402,635,758円
同期中における追加設定元本額	126,151,639円
同期中における一部解約元本額	248,724,124円
期末元本額	2,280,063,273円
期末元本額の内訳 *	
野村アフリカ株投資	2,280,063,273円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

単位:円)

	(平成29年 5月17日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,050,917,835
地方債証券	2,034,301,087
特殊債券	6,056,503,245
社債券	6,204,226,192
コマーシャル・ペーパー	899,997,620
未収利息	13,368,474
前払費用	30,274,009
流動資産合計	19,289,588,462
資産合計	19,289,588,462
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,031,353
未払利息	5,432
流動負債合計	1,036,785
負債合計	1,036,785
純資産の部	
元本等	
元本	18,894,740,797
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	393,810,880
元本等合計	19,288,551,677
純資産合計	19,288,551,677
負債純資産合計	19,289,588,462

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
	コマーシャル・ペーパー
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

(貸借対照表に関する注記)

	-
平成29年 5月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0208円
(10,000口当たり純資産額)	(10,208円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 5月17日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 . 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成29年 5月17日現在	
期首	平成28年11月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,283,515,643円
同期中における追加設定元本額	1,728,310,383円
同期中における一部解約元本額	1,117,085,229円
期末元本額	18,894,740,797円
期末元本額の内訳 *	
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2014-09	98,039,216円
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2015-06	146,986,772円
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	3,583,437円
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	33,641,402円
 野村新中国株投資 マネープール・ファンド	17,198,352円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年 2 回決算型	427,162,698円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	6,885,656円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	7,733,392円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,020,305円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,331,420円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	10,603,167円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	127,865,966円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	4,691,292円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	1,937,870円
野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,826,372円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	2,690,961円
ネクストコア	196,254,443円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円

欧州八イ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(プラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年 2 回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本プランド株投資(トルコリラコース)年 2 回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	訂正有価証券届出書(内国投資信託
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年 2 回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信 (アジア通貨コース) 年 2 回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアCB投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型	984,543円
■ 野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバル C B 投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け)	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(プラジルレアルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	984,252円
野村日本プランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本プランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本プランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(円コース)年 2 回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド (円コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド (円コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド (アジア通貨コース)年2回決算型	983,672円

	訂正有価証券届出書(内国投資信託
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信(年2回決算型)	1,967円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	983,091円
	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,898円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,898円
 野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
 野村豪ドル債オープン・プレミアム年 2 回決算型	491,401円
 野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド A コース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
 野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	981,451円
 野村通貨選択日本株投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	58,906円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	80,956円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ロシアループルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	981,451円
PILARAMETRIKIE (MINT N) TEHNAT	اد ۱۱ مه , ۱۰ مه

	訂正有価証券届出書(内国投資信託
野村通貨選択日本株投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	52,622円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年 2 回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	82,780円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年 2 回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
米国変動好金利ファンド Aコース	2,952,997円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
	9,809円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本プランド株投資(メキシコペソコース)年 2 回決算型	9,809円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信 (米ドルコース)年 2 回決算型	9,808円
	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年 2 回決算型	9,808円
 野村米国プランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村米国プランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
──野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
 野村グローバルボンド投信 B コース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国八イ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国八イ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド (米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ (野村SMA・EW向け)	9,801円
The second action of the secon	5,55115

野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け) 9,80 ノムラ THE ASIA Aコース 97,99 ノムラ THE ASIA Bコース 979,91 グローバル・ストック Aコース 97,95 グローバル・ストック Bコース 979,52 グローバル・ストック Dコース 979,52 野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け) 9,79 野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け) 9,79 野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け) 9,79	2P 2P 3P 3P 3P 3P 4P 4P
ノムラ THE ASIA Bコース979,91グローバル・ストック Aコース97,95グローバル・ストック Bコース979,52グローバル・ストック Cコース97,95グローバル・ストック Dコース979,52野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)9,79野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)9,79野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向9,79	2P 33P 33P 33P 34P 44P
グローバル・ストック Aコース97,95グローバル・ストック Bコース979,52グローバル・ストック Cコース97,95グローバル・ストック Dコース979,52野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)9,79野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)9,79野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向9,79	3円 3円 3円 4円 4円
グローバル・ストック Bコース979,52グローバル・ストック Cコース97,95グローバル・ストック Dコース979,52野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)9,79野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)9,79野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向9,79	3円 3円 4円 4円 4円
グローバル・ストック Cコース97,95グローバル・ストック Dコース979,52野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村 S M A・E W向け)9,79野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村 S M A・E W向け)9,79野村MFS グローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村 S M A・E W向9,79	3円 3円 4円 4円
グローバル・ストック Dコース979,52野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)9,79野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)9,79野村MFS グローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向)9,79	3円 4円 4円 4円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け) 9,79 野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け) 9,79 野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向 9,79	4円 4円 4円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け) 9,79 野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向 9,79	4円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向 9.79	4円
9.79	
	,,,
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向 9,79 け)	+17
リー・ 野村ファンドラップ債券プレミア 9,79	5円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア 9,79	5円
第 1 回 野村短期公社債ファンド 98,26	1円
第 2 回 野村短期公社債ファンド 98,26	1円
第3回 野村短期公社債ファンド 98,26	1円
第4回 野村短期公社債ファンド 98,26	旧
第5回 野村短期公社債ファンド 98,26	1円
第6回 野村短期公社債ファンド 98,26	旧
第7回 野村短期公社債ファンド 98,26	旧
第8回 野村短期公社債ファンド 98,26	旧
第9回 野村短期公社債ファンド 98,26	川
第 1 0 回 野村短期公社債ファンド 98,26	川
第11回 野村短期公社債ファンド 98,26	刪
第12回 野村短期公社債ファンド 982,60	7円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド 3 0 (非課税適格機関投資家専用) 5,423,785,40	4円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付) 4,206,288,58	3円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用) 2,296,160,09	旧
野村日経 2 2 5 ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用) 3,161,244,48	旧
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Yプライス(適格機関投資家専用) 1,022,526,93	5円
日本株インカムプラス (公社債運用移行型)1305(適格機関投資家転売制限付) 969,401,96	2円
野村DC運用戦略ファンド 379,067,28	2円
B村DCテンプルトン・トータル・リターン Aコース 9,81	3円
野村 D C テンプルトン・トータル・リターン B コース 9,81	3円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド) 7,492,40	訶

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2ファンドの現況

純資産額計算書

野村アフリカ株投資

平成29年 6月30日現在

資産総額	4,305,819,326円
負債総額	46,959,818円
純資産総額(-)	4,258,859,508円
発行済口数	3,902,349,998□
1口当たり純資産額(/)	1.0914円

野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド

平成29年 6月30日現在

資産総額	3,538,936円
負債総額	円
純資産総額(-)	3,538,936円
発行済口数	3,536,997□
1口当たり純資産額(/)	1.0005円

(参考)野村アフリカ株投資マザーファンド

平成29年 6月30日現在

資産総額	4,269,922,791円
負債総額	60円
純資産総額(-)	4,269,922,731円
発行済口数	2,323,352,161□
1口当たり純資産額(/)	1.8378円

(参考)野村マネー マザーファンド

平成29年 6月30日現在

資産総額	18,829,316,962円
負債総額	1,148,662,948円
純資産総額(-)	17,680,654,014円
発行済口数	17,319,810,404□
1口当たり純資産額(/)	1.0208円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

平成29年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

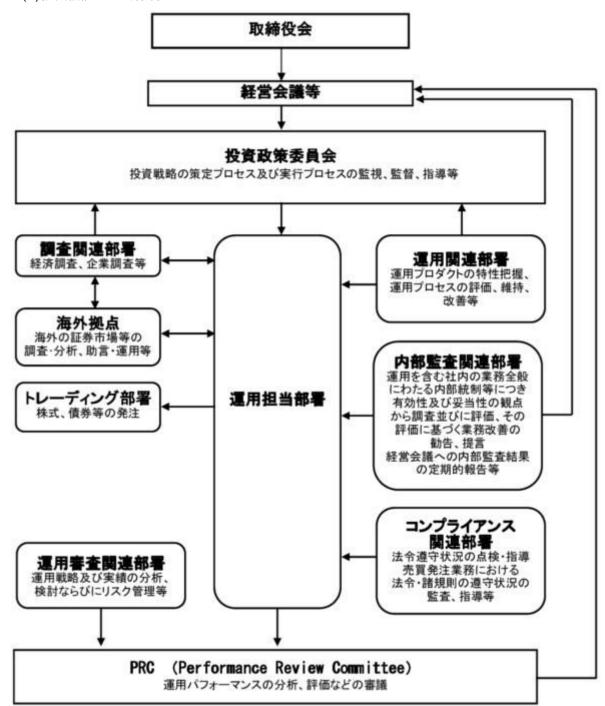
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

<u>委員会</u>

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成29年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	945	21,853,307
単位型株式投資信託	73	382,375
追加型公社債投資信託	15	5,705,403
単位型公社債投資信託	346	1,950,815
合計	1,379	29,891,900

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(平成28年3月31日)		(平成29年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			208		127
金銭の信託			55,341		52,247
有価証券			24,100		15,700
前払金			34		33
前払費用			2		2
未収入金			511		495
未収委託者報酬			14,131		16,287
未収運用受託報酬			7,309		7,481
繰延税金資産			2,028		1,661
その他			56		42
貸倒引当金			10		11
流動資産計			103,715		94,066
固定資産					
有形固定資産			1,176		1,001
建物	2	403		377	

					ᄞᄑᄓᄤᄣᄭ
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計			32,083		21,353
資産合計			135,799		115,419

		前事業年度		当事業年度	
		(平成28年	3月31日)	(平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
固定負債					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
(純資産の部)					
株主資本			99,606		86,837
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			68,696		55,927
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		68,011		55,242	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		43,405		30,635	
評価・換算差額等			5,349		41
その他有価証券評価差額金			5,349		41

純資産合計		104,956	86,878
負債・純資産合計		135,799	115,419

(2)損益計算書

		前事業	当事業	美年度		
		(自 平成27	年4月1日	(自 平成28年4月1日		
	22.47	至 平成28	年 3 月31日)	至 平成29年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	金額(百万円)		
営業収益						
委託者報酬			104,445		96,594	
運用受託報酬			31,351		28,466	
その他営業収益			219		266	
営業収益計			136,016		125,327	
営業費用						
支払手数料			46,531		39,785	
広告宣伝費			1,008		1,011	
公告費			0		0	
調査費			28,068		26,758	
調査費		4,900		5,095		
委託調査費		23,167		21,662		
委託計算費			1,148		1,290	
営業雑経費			3,905		4,408	
通信費		185		162		
印刷費		969		940		
協会費		78		76		
諸経費		2,672		3,228		
営業費用計			80,662		73,254	
一般管理費						
給料			11,835		11,269	
役員報酬	2	367		301		
給料・手当		6,928		6,923		
賞与		4,539		4,044		
交際費			124		126	
旅費交通費			488		469	
租税公課			695		898	
不動産賃借料			1,230		1,222	
退職給付費用			1,063		1,223	
固定資産減価償却費			2,589		2,730	
諸経費			7,801		8,118	
一般管理費計			25,827		26,059	
営業利益			29,526		26,012	

	前事業年度		当事業年度
(自	平成27年4月1日	(自	平成28年4月1日
至	平成28年3月31日)	至	平成29年3月31日)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
区分	注記番号	金額(百	5万円)	金額(百	万円)			
営業外収益								
受取配当金	1	7,323		7,397				
受取利息		4		0				
金銭の信託運用益		-		684				
為替差益		281		-				
その他		382		379				
営業外収益計			7,991		8,461			
営業外費用								
支払利息		-		17				
金銭の信託運用損		1,196		-				
時効後支払損引当金繰入額		72		16				
為替差損		-		33				
その他		52		9				
営業外費用計			1,321		77			
経常利益			36,196		34,397			
特別利益								
投資有価証券等売却益		50		26				
関係会社清算益		-		41				
株式報酬受入益		96		59				
特別利益計			146		126			
特別損失								
投資有価証券売却損		95		-				
投資有価証券等評価損		-		6				
固定資産除却損	3	60		9				
特別損失計			156		15			
税引前当期純利益			36,186		34,507			
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147			
法人税等調整額			744		1,722			
当期純利益			25,635		25,637			

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本										
		資	本剰余	金								
						その他利						
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	株主資本			
	三	準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	合計			
		— MH 372	剰余金	合計	一冊並	積立金	利 益	合 計				
							剰余金					
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092			
当期変動額								_				
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933			

						25,635	25,635	25,635
		2,000	2,000			144	144	2,144
						1 660	1 660	1 669
						1,000	1,000	1,668
-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
	- 17,180		2,000	2,000 2,000	2,000 2,000 -	2,000 2,000	2,000 2,000 144 2,000 2,000 7,514	2,000 2,000 144 144 1,668 1,668 1,668 - - 2,000 - - 7,514 7,514

(単位:百万円)

	評価・換算	差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985	
当期変動額				
剰余金の配当			19,933	
当期純利益			25,635	
合併による増加			2,144	
吸収分割による増加			1,668	
株主資本以外の項目				
の当期変動額(純	1,543	1,543	1,543	
額)				
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971	
当期末残高	5,349	5,349	104,956	

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本										
		資	本剰余:	金								
						その他利	益剰余金					
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	1/1 エ 資 本			
	日本 並	│	資本	剰余金	利	別途	越	剰余金	合計			
		一冊並	剰余金	合 計	华佣並	積立金	利 益	合 計				
							剰余金					
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606			
当期変動額												
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407			
当期純利益							25,637	25,637	25,637			

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

	評価・換算			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956	
当期変動額				
剰余金の配当			38,407	
当期純利益			25,637	
株主資本以外の項目の	F 200	F 200	F 200	
当期変動額 (純額)	5,308	5,308	5,308	
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078	
当期末残高	41	41	86,878	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38~50年

 附属設備
 8~15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末	
(平成28年3月31日)		(平成29年3月31日)	
1. 関係会社に対する資産及び負債		1.関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている		区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであります。	
未払金	5,894百万円	未払金	4,438百万円
未払費用	1,151	未払費用	938
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額		2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	641百万円	建物	681百万円
器具備品	3,132	器具備品	3,331
合計	3,774	合計	4,013

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度	
(自 平成27年4月1日	(自 平成28年4月1日	
至 平成28年3月31日)	至 平成29年3月31日)	
1 . 関係会社に係る注記	1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。	
受取配当金 7,081百万円	受取配当金 5,252百万円	
支払利息 -	支払利息 17	
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されてお ります。	2 . 役員報酬の範囲額 (同左)	
 3.固定資産除却損	3 . 固定資産除却損	
建物 1百万円	建物 -百万円	
器具備品 4	器具備品 0	
У フ ト ウ ェ ₅₄	ソ フ ト ウ ェ	
ア 54	ァ 9 ア	
合計 60		

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月24日

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 34,973百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 6,790円
 基準日
 平成28年3月31日
 効力発生日
 平成28年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額3,064百万円1株当たり配当額594円87銭効力発生日平成28年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円1 株当たり配当額 54円93銭効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額87百万円1株当たり配当額16円89銭効力発生日平成28年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日平成29年3月31日効力発生日平成29年6月23日

金融商品関係

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		H 2 1 2 1 3 1	
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	10年起
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	•
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				т. П/3/13/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	10+4-0
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4. その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(平成29年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)

貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。

退職給付関係

刑事未午及(ローールと)午4万!ローキーール20年3万316	前事業年度	自	平成27年4月1日	至	平成28年3月31日
--------------------------------	-------	---	-----------	---	------------

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

- 2.確定給付制度
- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

811 百万円
181
402
314
40
863

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

動務費用 利息費用 数理計算上の差異の発生額 退職給付の支払額 その他 退職給付債務の期末残高	訂
動務費用 利息費用 数理計算上の差異の発生額 退職給付債務の期末残高 田職給付債務の期末残高の調整表 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 年金資産の期首残高 期待運用収益 数理計算上の差異の発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 年金資産の期末残高 と関備務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上されが 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 未積立型制度の退職給付債務 未未積立型制度の退職給付債務 未未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 利息費用 別待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の質用処理額 確定に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産と会計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	
利息費用 数理計算上の差異の発生額 退職給付の支払額 その他 退職給付債務の期末残高	18,692 百万円
数理計算上の差異の発生額 退職給付債務の期末残高 田本舎 資産の期首残高と期末残高の調整表 年金資産の期首残高 期待運用収益 数理計算上の差異の発生額 事業主からの拠出額 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 財待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 非往運和 以益費 の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 非任金資産の責な内容 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産に関する事項 年金資産との世報	889
退職給付の支払額 その他 退職給付債務の期末残高	125
その他 退職給付債務の期末残高	464
退職給付債務の期末残高 F 金資産の期首残高と期末残高の調整表 F 金資産の期首残高と期末残高の調整表 F 金資産の期首残高 期待運用収益 数理計算上の差異の発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 F 金資産の期末残高 と貸借対照表に計上された 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未積立退職給付債務 未積立退職給付債務 表認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 F 金資産に関する事項 F 金資産に関する事項 F 金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	634
日本金資産の期首残高と期末残高の調整表年金資産の期首残高期待運用収益数理計算上の差異の発生額事業主からの拠出額退職給付の支払額年金資産の期末残高 日本金資産の期末残高 日本金資産の期末残高 日本金資産の期末残高 日本金資産の期末残高と貸借対照表に計上された及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務年金資産非積立型制度の退職給付債務未認識数理計算上の差異未認識過去勤務費用貸借対照表上に計上された負債と資産の純額退職給付引当金前払年金費用貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 日本金費用貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 日本金費用 日本金費産に関する事項 日本金資産に関する事項 日本金資産に関する事項 日本金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券株式生保一般勘定	8
年金資産の期首残高期待運用収益数理計算上の差異の発生額事業主からの拠出額退職給付の支払額年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務年金資産事務。 非積立型制度の退職給付債務末認識過去勤務費用資借対照表上に計上された負債と資産の純額。 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額勤務費用利息費用期待運用収益数理計算上の差異の費用処理額過去勤務費用の費用処理額確定給付制度に係る退職給付費用	19,546
年金資産の期首残高期待運用収益数理計算上の差異の発生額事業主からの拠出額退職給付の支払額年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務年金資産事務。 非積立型制度の退職給付債務末認識過去勤務費用資借対照表上に計上された負債と資産の純額。 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額勤務費用利息費用期待運用収益数理計算上の差異の費用処理額過去勤務費用の費用処理額確定給付制度に係る退職給付費用	
期待運用収益 数理計算上の差異の発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 年金資産の期末残高 園職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上されが 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 國職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 適去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 年金資産の主な内容 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	15,764 百万円
数理計算上の差異の発生額事業主からの拠出額 退職給付の支払額 年金資産の期末残高	394
事業主からの拠出額 退職給付の支払額 年金資産の期末残高 眼職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上されが 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 末積立退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	468
退職給付の支払額 年金資産の期末残高 眼職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上されが 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 末積立退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	507
日本省資産の期末残高 日職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 及び前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 適去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 年金資産の主な内容 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	562
 ・ 職総付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上されが及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務年金資産 ・ 非積立型制度の退職給付債務未積立退職給付債務未認識数理計算上の差異未認識過去勤務費用貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 ・ 退職給付引当金前払年金費用貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 ・ 退職給付引当金前払年金費用 ・ 資借対照表上に計上された負債と資産の純額 ・ 退職給付費用及びその内訳項目の金額勤務費用 ・ 利息費用期待運用収益数理計算上の差異の費用処理額確定給付制度に係る退職給付費用 ・ 本資産に関する事項年金資産の主な内容年金資産の主な内容年金資産の主な内容年金資産の主な内容年金資産の主な内容年金資産の主な内容年金資産の主な分類毎の比率は、次の通りです。債券株式生保一般勘定その他 	
及び前払年金費用の調整表積立型制度の退職給付債務年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 「全資産の主な内容 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券 株式 生保一般勘定 その他	16,572
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券 株式 生保一般勘定 その他	E退職給付引当
年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 年金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	
非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16,578 百万円
未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	16,572
未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	5
未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券 株式 生保一般勘定 その他	2,967
未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券 株式 生保一般勘定 その他	2,973
未認識過去勤務費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	2,992
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 ま金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。債券 株式 生保一般勘定 その他	371
退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	352
前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 慰職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	
前払年金費用 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 慰職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	2 047
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 手金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	2,947
 	2,594
勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	352
利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	889 百万円
数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	125
過去勤務費用の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	394
確定給付制度に係る退職給付費用 F金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	412
確定給付制度に係る退職給付費用 F金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	40
年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	993
年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。 債券 株式 生保一般勘定 その他	
債券 株式 生保一般勘定 その他	
株式 生保一般勘定 その他	
生保一般勘定 その他	49%
その他	39%
	12%
A ±1	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予	想される年金
と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待	≒れる長期の収

0.9%

0.6%

2.5%

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

確定給付型企業年金制度の割引率

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末 (平成29年3月31日)				
(平成28年3月31日) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の3	+か6日別の	(十成29年3月31日) 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の				
「・繰延枕並員准及び繰延枕並負債の発生の。 内訳	土な原囚別の	「・繰延税金負性及び繰延税金負債の発生の 内訳	土な原囚別の			
	百万円		百万円			
	1,490		1,345			
退職給付引当金	839	賃づかる金 退職給付引当金	913			
投資有価証券評価減	460	・ ・	417			
関係会社株式評価減	1,676		247			
ゴルフ会員権評価減	240	ゴルフ会員権評価減	212			
減価償却超過額	177	減価償却超過額	171			
時効後支払損引当金	163	時効後支払損引当金	166			
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148			
未払事業税	350	未払事業税	110			
関係会社株式譲渡益	120		88			
未払社会保険料	89	未払社会保険料	85			
その他	251	その他	274			
	6,678		4,183			
評価性引当額	1,453	評価性引当額	739			
	5,224		3,444			
	<u> </u>		0,111			
その他有価証券評価差額金	2,403	その他有価証券評価差額金	18			
前払年金費用	861	前払年金費用	804			
操延税金負債合計	3,264		822			
繰延税金資産の純額	1,959		2,621			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人利 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	税等の負担率 33.0%	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	税等の負担率 31.0%			
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%			
受取配当金等永久に益金に算入されな	0.00/	受取配当金等永久に益金に算入されな	0.00/			
い項目 タックスヘイブン税制	6.2% 0.8%	い項目 タックスヘイブン税制	6.2% 0.7%			
ラックスペイプン税制 外国税額控除	0.8%	タックスペイフン祝劇 外国税額控除	0.7%			
外国子会社からの受取配当に係る外国	0.270	外国代額55版 外国子会社からの受取配当に係る外国	0.270			
源泉税	0.7%	原泉税	0.5%			
税率変更による期末繰延税金資産の減	0.70	税率変更による期末繰延税金資産の減	0.070			
額修正	0.4%	初修正	_			
その他	0.4%	その他	0.2%			
	29.1%		25.7%			
3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(平成15号)及び「地方税法等の一部を改正する(平成28年法律13号)が平成28年3月29日 成28年4月1日以降に開始する事業年度が終め引下げ等が行われることとなりました。る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用対税率は従来の32%から31%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響にます。	成28年法律第 3等の法律」 こ成立し、平 6法人税率等 これに伴い、 用する法定実					

セグメント情報等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	2,412	未払費用	669

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

40,179

株)野村総合研究所

流動資産合計 239,155

固定資産合計 324,634

流動負債合計 122,933

固定負債合計 55,456

純資産合計 385,400

売上高 352,003

税引前当期純利益 56,508

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当期純利益

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	24,500	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	24,500	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	17	未払費用	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービ ス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソ フトウェア 開発の委託 等(*2)	787	未払費用	-

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	りつか				(被所有)割合	天川水		(百万円)		(百万円)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

						当社投資信託				
						の募集の取扱 及び売出の取	投資信託に			
親会社の	 野村證券株式	東京都	10,000	+T 244 NI4		扱ならびに投	係る事務代		未払手数	
子会社	会社	中央区	(百万円)	証券業	-	資信託に係る	行手数料の 支払(*3)	33,019	料	4,486
						事務代行の委	ZiZ (3)			
						託等				
						役員の兼任				

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、平成28年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度			当事業年度		
(自 平成27年4月1日		(自	平成28年4月1日		
至 平成28年3月31日)	至	平成29年3月31日)		
1株当たり純資産額	20,377円23銭	1 株当たり純資産額	į	16,867円41銭	
1 株当たり当期純利益	4,977円07銭	1株当たり当期純利	益	4,977円49銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1枚	k当たり当期純利益Ⅰ	こついては、潜	
在株式が存在しないため記載しておりま	きせん。	在株式が存在しないため記載しておりません。			
 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		 1株当たり当期純利	六の笛字 の甘琳		
損益計算書上の当期純利益	25,635百万円	損益計算書上の	当期純利益	25,637百万円	
普通株式に係る当期純利益	25,635百万円	普通株式に係る	当期純利益	25,637百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はあり	りません。		
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中	平均株式数	5,150,693株	

第2【その他の関係法人の概況】

1名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営
		法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成29年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

^{*}平成29年5月末現在

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

<訂正後>

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 資本関係

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<訂正前>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

<u>委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。</u>

<訂正後>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年7月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村アフリカ株投資の平成28年11月18日から平成29年5月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アフリカ株投資の平成29年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年11月18日から平成29年5月17日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

<u>次へ</u>

独立監査人の中間監査報告書

平成29年7月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村アフリカ株投資マネープール・ファンドの平成28年11月18日から平成29年5月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を

中間財務諸表に対する経営者の責任

行った。

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は 誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アフリカ株投資マネープール・ファンドの平成29年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年11月18日から平成29年5月17日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。